

関西生コン支部弾圧事件 大阪高裁に公正判決を求める署名を

2021年7月30日

ユニオンネット平和センター

齋藤 隆靖

全日建関西地区生コン支部によるストやビラまきなど、労働組合としての正当な活動が、威力業務妨害、強要未遂、恐喝未遂といった刑事事件に問われ、延べ81人の組合員が逮捕のうえ長期勾留、のべ66人が起訴されています。「組合活動を理由とした刑事弾圧事件としては戦後最大規模」（労働法学者78人による2019年12月の抗議声明）に対して、平和フォーラムとして2019年4月に「関西生コンを支援する会」を結成し、大阪府警への早期保釈の申し入れ、東京と大阪での「関西生コン事件を考える」シンポジウムの開催などを開催してきました。

大阪、大津、京都、和歌山の4つの地方裁判所で8つの裁判に分けて審理が行われ、昨年、大阪ストライキ第2次事件で大阪地裁が、加茂生コン第1事件で京都地裁が、組合役員に対し懲役8カ月から2年という不当判決を下しました。これらの判決について、「産業別労働組合の活動に対する無知・無理解」（宮里邦雄弁護士）、「集団性と自力救済的活動を本義とする団結権の本質に対する無知」（吉田美喜夫・立命館大学名誉教授）など強く批判されています。これらの判決は、労働基本権を保障する憲法28条、「正当な組合活動は刑事罰の対象としない」とする労働組合法1条2項を形骸化させるものです。「支援する会」は大阪1次、大阪2次、加茂第1の3件の控訴審において労働基本権保障を踏まえた公正判決を求める団体署名、個人署名を呼びかけています。

※署名集約先

ユニオンネット平和センターが集約します。

〒101-0048東京都千代田区神田司町2-15-9武蔵野ビル2F

ユニオンネット平和センターまで郵送をお願いします。

集約しました署名は「関西生コンを支援する会」（東京都千代田区神田駿河台3-2-11連合会館1階・フォーラム平和・人権・環境）に集約して持参を致します。

集約締め切りは、8月27日（金）とします。

要 請 署 名
労働基本権保障の法理をふまえ、
一審判決の誤りを糺す公正な判断を示してください

令和3年（う）第121号 威力業務妨害被告事件（大阪スト2次事件）
大阪高等裁判所第4刑事部御中

令和3年（う）第401号 威力業務妨害被告事件（大阪スト1次事件）
大阪高等裁判所第2刑事部御中

令和3年（う）第108号 強要未遂被告事件（加茂生コン第1事件）
大阪高等裁判所第6刑事部御中

労組・団体名

代表者名

⑩

連絡先

御庁係属中の上記3つの事件は、関生支部（全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部）の組合員がおこなった正当な組合活動に対し、大阪地裁および京都地裁が威力業務妨害や強要未遂に当たるとして出した一審有罪判決を不服として控訴したものです。

大阪スト1次および2次事件の一審判決は、組合員不在の企業は使用者ではないとの形式論理によって、組合活動を正当性判断の俎上にすらのせないという粗暴な論理にもとづくものです。このような産業別労働組合に対する無知・無理解による誤った判断は、産業別労働組合の実質的な否定、さらには産業別労働組合の団体行動権保障に対する否定という点で、憲法28条違反といわざるをえません。

また、加茂生コン第1事件の一審判決は、使用者の強固な不当労働行為に対する組合の抗議行動を、労使関係における組合の行為ととらえず、一般の市民社会における市民同士の出来事のようにとらえて強要未遂と判断したものです。使用者側の反組合的行為を免罪する誤りを犯したものであるというほかありません。

一審判決は、関生支部のみならず、すべての労働者・労働組合の労働基本権に対する重大な挑戦といわざるをえません。御庁におかれては、労働基本権保障の法理にもとづき、このような一審判決の誤りを糺し、公正な判断を示すよう要請します。

以上

要 請 署 名
労働基本権保障の法理をふまえ、
一審判決の誤りを糺す公正な判断を示してください

令和3年（う）第121号 威力業務妨害被告事件（大阪スト2次事件）
大阪高等裁判所第4刑事部御中

令和3年（う）第401号 威力業務妨害被告事件（大阪スト1次事件）
大阪高等裁判所第2刑事部御中

令和3年（う）第108号 強要未遂被告事件（加茂生コン第1事件）
大阪高等裁判所第6刑事部御中

御庁係属中の上記3つの事件は、関生支部（全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部）の組合員がおこなった正当な組合活動に対し、大阪地裁および京都地裁が威力業務妨害や強要未遂に当たるとして出した一審有罪判決を不服として控訴したものです。大阪スト1次および2次事件の一審判決は、組合員不在の企業は使用者ではないとの形式論理によって、組合活動を正当性判断の俎上にすらのせないという粗暴な論理にもとづくものです。このような産業別労働組合に対する無知・無理解による誤った判断は、産業別労働組合の実質的な否定、さらには産業別労働組合の団体行動権保障に対する否定という点で、憲法28条違反といわざるをえません。

また、加茂生コン第1事件の一審判決は、使用者の強固な不当労働行為に対する組合の抗議行動を、労使関係における組合の行為ととらえず、一般の市民社会における市民同士の出来事のようにとらえて強要未遂と判断したものです。使用者側の反組合的行為を免罪する誤りを犯したものというほかありません。一審判決は、関生支部のみならず、すべての労働者・労働組合の労働基本権に対する重大な挑戦といわざるをえません。御庁におかれては、労働基本権保障の法理にもとづき、このような一審判決の誤りを糺し、公正な判断を示すよう要請します。

以上

お名前	ご連絡先